

# 熊本県立天草工業高等学校

## いじめ防止基本方針

令和4年（2022年）4月

熊本県立天草工業高等学校

## 目 次

1	いじめ防止等に関する基本的な考え方	2
2	いじめの定義	2
3	いじめの防止等の対策のための組織	3
	(1) いじめの防止等対策委員会の設置	
	(2) いじめ防止等対策委員会の組織及び構成	
	(3) いじめ発生時の学校の対応	
	(4) いじめ発生時の具体的な対応と役割	
4	年間計画（取組・検証・評価・会議・研修等）	4
5	いじめ防止の具体的な取組	5
	(1) 人権教育・道徳教育・教科指導等の方針	
	(2) 校務分掌における具体的な取組	
6	いじめの早期発見の取組	7
7	いじめに対する措置	7
	(1) いじめ発覚	
	(2) 初期対応	
	(3) 事実確認、調査等	
	(4) 検証、対応等	
	(5) 保護者、関係機関との連携	
	(6) 生徒への対応	
	(7) 保護者への対応	
	(8) 事後指導	
	(9) いじめの解消	
	(10) いじめの防止対策の再検討	
	(11) 被害生徒、加害生徒、傍観生徒への対応	
	(12) 調査、記録	
8	重大事案への対処	8
	(1) 重大事態の判断	
	(2) 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査	
	(3) 調査を行うための組織	
	(4) 事実関係を明確にするための調査	
9	調査、記録	9

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるようにすることが必要である。

## 2 いじめの定義

本校のいじめ防止基本方針におけるいじめの定義は、いじめ防止対策推進法第2条に定めるいじめの定義を適用する。即ち以下のとおりである。

**第2条** この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めることが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的

な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

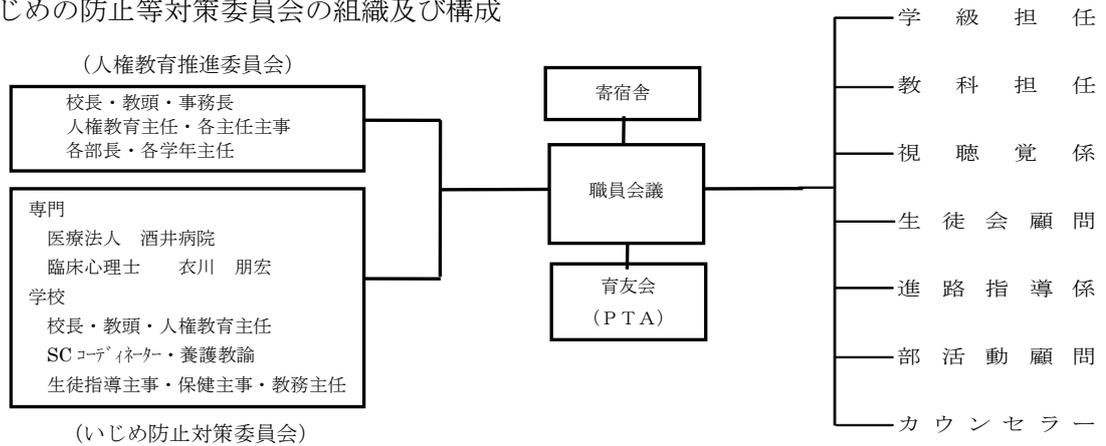
### 3 いじめの防止等の対策のための組織

#### (1) いじめ防止等対策委員会の設置

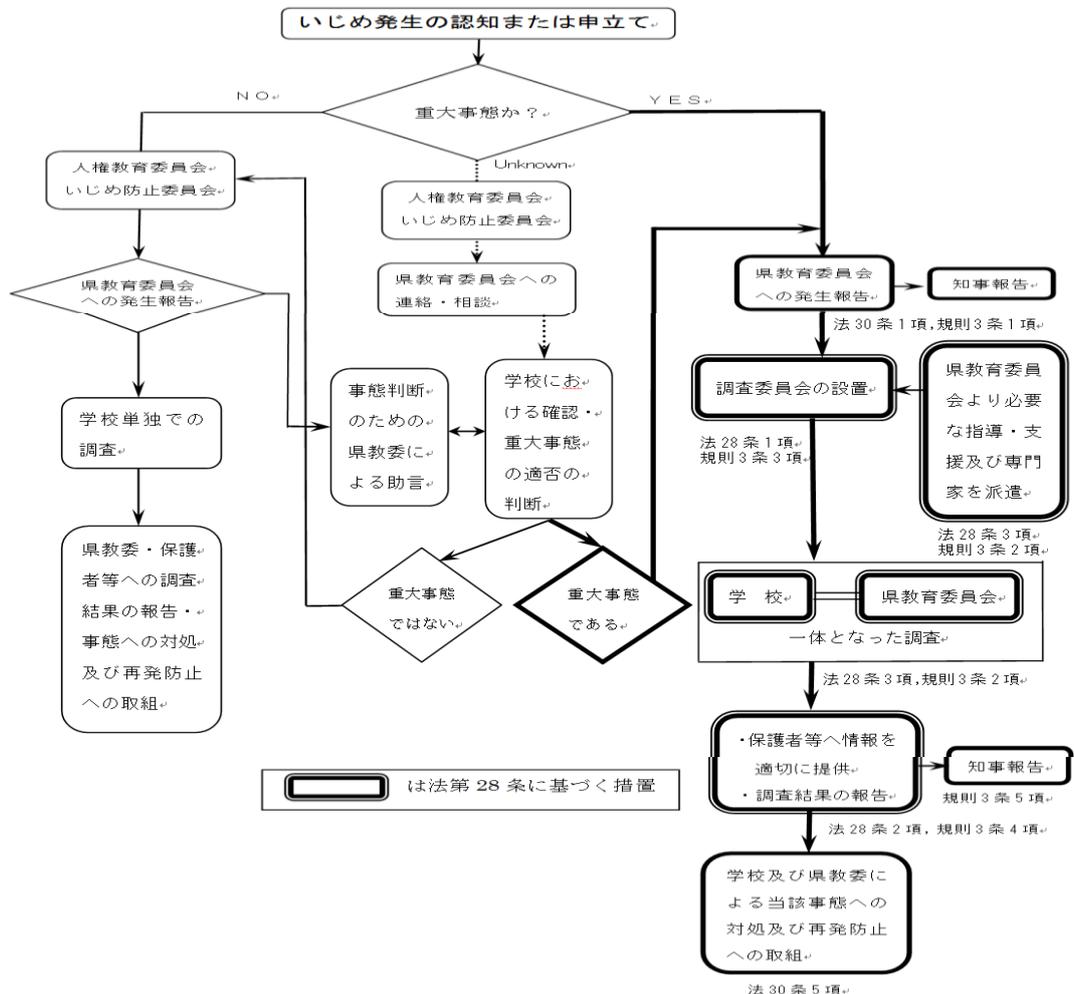
本校は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等対策委員会」を設置する。また、組織における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う担当者（以下、「情報集約担当者」という。）を組織内に最低1名置くこととする。そして、その活動内容については、保護者等に周知する。

また、学校は、県教育委員会の指導の下、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、校長は、重大事態が発生した旨を教規則第9号第3条により県教育委員会を通じて、熊本県知事に報告する。

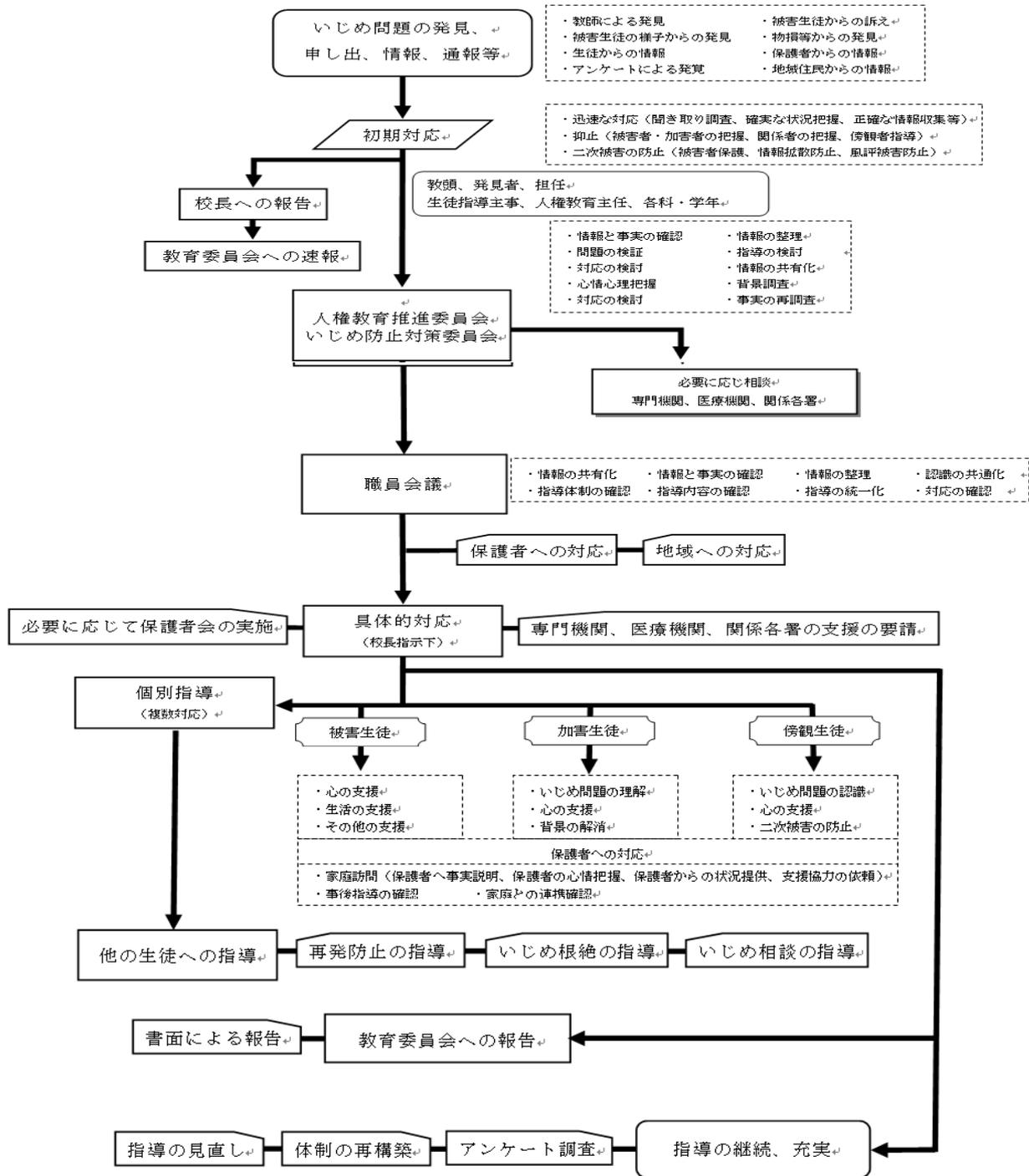
#### (2) いじめの防止等対策委員会の組織及び構成



#### (3) いじめ発生時の学校の対応



(4) いじめ発生時の具体的な対応と役割



4 年間計画（取組・検証・評価・会議・研修等）

月	いじめ未然防止の取組	人権教育推進委員会	会議・研修
4	育友会総会 （教育相談窓口の周知） 心理診断テスト（2年）		生徒理解研修（中学校訪問報告）
5	心理診断テスト（1年） 心の健康チェック（1、3年）	心理診断テストの準備	
6	面談週間 生徒会「いじめを許さない」実践 「心のきずなを深める月間」 保護者啓発プリント配布 情報モラル教育（1年） 研究授業週間	「人権教育LHR」について （指導案の確認）	「人権教育LHR」指導案を各学年で検討

7	「人権教育LHR」 ・集団づくり（1年） ・男女共同参画（2年） ・統一応募用紙の取組（3年） 生徒実態把握（チェックシート） 体験活動（養志ボランティア）	「人権教育LHR」反省 チェックシートについて検証	「人権教育LHR」反省 チェックシートによる生徒実態把握 心理診断テストの業者説明 第1回いじめ防止対策委員会
8		独自アンケート検討 第一回検証・評価（PDCA）	特別支援・生徒理解研修
9	独自アンケート調査（全学年）	独自アンケート準備	
10	DV未然防止教育講演会（1年） 授業評価	独自アンケート結果考察	
11	「命を大切に」教育講演会 研究授業週間	朝読書での教材検討 心のアンケートについて	第2回いじめ防止対策委員会
12	人権週間朝読書にて実施 心のアンケート調査（全学年）	心のアンケート準備 人権教育LHR（指導案の確認）	学年会にて人権教育LHR指導案 の検討
1	人権教育LHR（3年）	心のアンケート考察 第二回検証（PDCA）	生徒理解研修・人権同和教育研修
2	人権教育LHR（1・2年）	推進委員会（次年度計画の作成）	第3回いじめ防止対策委員会
3		最終検証・評価（PDCA）	共通理解を必要とする生徒の確認

## 5 いじめ防止の具体的な取組

いじめはどの子どもにも起こりうることから、すべての生徒を対象として、いじめを許さないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業実践を進め、互いの人権を尊重し支え合う集団づくりを行う。そのためにも教職員は生徒と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高める。加えて、教職員一人一人の言動が、生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、生徒に言語の大切さを気付かせる指導の充実に努めていく必要がある。

### （1）人権教育・道徳教育・教科指導等の方針

#### ア 人権教育

- （ア）差別に対する科学的な認識を深め、すべての教育活動を通して、人権意識を育てる。
- （イ）差別を見抜き、許さない感性や差別をなくしていこうとする実践力をもった生徒を育てる。
- （ウ）全ての生徒の学力向上と進路の保障に努める。

#### イ 道徳教育

- （ア）思いやりの心を育て、あいさつを交わし、明るく活気のある学校づくりに努める。
- （イ）社会の構成員としての自覚ある行動を常に求め、規範意識の高揚及び授業規律の確立に努める。
- （ウ）勤労体験や奉仕活動を通して、職業観や奉仕の精神の育成に努めるとともに、コミュニケーション能力を身に付けた生徒の育成に努める。
- （エ）法やルールを守る心や自他のプライバシーを大事にする心を育てる教育の充実に努める。

#### ウ 教科指導

- （ア）全教科を通じて、科学的・合理的な考え方や他者に共感できる豊かな心情の育成を図る。
- （イ）わかりやすい説明や、授業展開の工夫、教材の開発に努める。
- （ウ）各教科部会において実践交流を行い、指導の力量を高める努力をする。
- （エ）アクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない教職員の育成に努める。

## エ 教科外

### (ア) ホームルーム

- a 同和問題をはじめ人権問題について学期1回の学習を行い、差別を許さない人格を形成する。
- b 話し合いのなかでは、他人の身になって考え、誰に対しても温かく接する態度を養う。
- c 人を差別することなく、誰に対しても公正公平に振る舞う態度を養う。
- d 偏見にもとづく差別的言動を許さない正義感を育てる。
- e お互いの人格を大切に、信頼と助け合う意識を高める。
- f 統一応募用紙の趣旨への認識を深め、適正な採用選考等に向けての取組を行う。
- g いじめの背景にあるストレス等の要因に着目したストレス対処教育を適宜行う。

### (イ) 生徒会

- a 生徒達の願いや生活の中の問題等をみんなの課題として考えるとともに、身の周りにある問題に気づき、解決する力を身に付ける。
- b 生徒主体のいじめ防止に係る委員会を設置し、生徒相互がサポートし合えるようにする。

### (ウ) 生徒指導

- a 教育相談を充実して生徒と接する機会を広げ、生徒の願い、欲求や悩みを具体的に把握する。
- b 調査、観察等により、生徒の人間関係の実態を把握し、その改善、促進に努める。

### (エ) 学校行事

- a 全校生徒がその個性と能力に応じて積極的に参加できるよう計画する。
- b 生徒には、技術・技能に差が見られるが、それをみだりに評価しないととも、生徒相互間に差別的な言動が起きないように指導する。

### (オ) 部活動

技術・技能は優れていなくても、喜んで受け入れる雰囲気をつくり、お互いに援助し合い、喜びも苦しみも共にすることにより、友情・協力・連帯感を身に付けさせる。

### (カ) その他

- a 携帯電話等のフィルタリングを推進し、学校裏サイト、コミュニティーサイト等への接続を回避し、インターネット上でのいじめの発生を防ぐ。
- b SNS等の利用で、いじめや犯罪に巻き込まれないよう情報モラル教育を推進する。
- c 携帯電話等の使用に関する天草地区高等学校生徒指導連絡協議会の申し合わせ事項を、生徒、保護者へ周知し、携帯電話利用によるいじめ発生を防ぐ。

## オ 育友会（PTA）と人権教育

- a 本校には天草全島から生徒が入学しており、その出身地域も大別して商業地区・農業地区・漁業地区とある。地域の小・中学校におけるPTAの人権教育を基盤として、学校における人権教育の推進と密接な連携を保ちながら、差別に対する生徒の正しい認識がこわされることのないよう、機会をとらえて啓発を図る。
- b 「くまもと家庭教育支援条例」や「くまもと親の学びプログラム」、「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の周知、啓発を積極的に行う。
- c 育友会総会、地区別懇談会や学級懇談会、会報誌「育鷹」を活用する。

## (2) 校務分掌における具体的な取組

### ア 総務部

- (ア) 人権問題についての保護者の啓発
- (イ) 地域との連携を通じての生徒の健全育成

### イ 教務部

- (ア) 学習実態・意識の把握と的確な助言
- (イ) 効果的な教具などの学習環境整備
- (ウ) 奨学金制度を活用した経済的支援

### ウ 進路指導部

- (ア) 自らの進路の決定力と労働観の育成
- (イ) 適正な採用選考を進める取組
- (ウ) 相談への迅速・的確な対応
- (エ) キャリア教育の充実

### エ 生徒指導部

- (ア) 問題解決能力や自立心の育成
- (イ) 生徒一人一人が存在感をもてる仲間づくり
- (ウ) 情報に関する基礎的な知識と技術の習得と情報モラルの育成



- (7) 保護者への対応  
ア 家庭訪問（保護者へ事実説明、保護者の心情把握、保護者からの状況提供、支援協力の依頼）  
イ 事後指導の確認                      ウ 家庭との連携確認
- (8) 事後指導  
ア 再発防止の指導                      イ いじめ根絶の指導                      ウ いじめ相談の指導
- (9) いじめの解消  
いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。  
ア いじめに係る行為が止んでいること。  
・その期間は、少なくとも3か月を目安。  
・いじめ被害の重大性からさらに長期間の注視期間を設定。  
イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。  
・心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等により確認。
- (10) いじめの防止対策の再検討  
ア 指導の見直し                      イ 体制の再構築                      ウ アンケート調査
- (11) 被害生徒、加害生徒、傍観生徒への対応  
「3 いじめの防止等の対策のための組織      (4) いじめ発生時の具体的な対応と役割」に沿って進める。
- (12) 調査、記録  
P9の「9 調査、記録」の様式を用いる。

## 8 重大事案への対処

基本的に平成27年7月に策定した本校の重大事態対応マニュアルに沿って対処するものとする。その要点を以下に記す。

### (1) 重大事態の判断

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・年間30日（不登校の定義）の欠席がある場合

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### (2) 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査

本校は、重大事態が発生した場合、「3 いじめの防止等の対策のための組織（3）いじめ発生時の学校の対応」に沿って、県教育委員会を通じて知事へ事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。その際、法第28条第3項の規定に基づき、県教育委員会の指導や支援を受けながら、県と一体となって調査を実施する。その場合は、遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

### (3) 調査を行うための組織

本校が設置する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「いじめ防止等の対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。なお、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

ア 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。

イ 調査のための組織に必要なに応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。

ウ いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。

エ 在籍生徒や職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。

オ 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。

カ 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

キ 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

### (4) 事実関係を明確にするための調査

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

(ア) 当該生徒から十分に聴き取る。

(イ) 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

(ウ) いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先する。

(エ) 事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。

(オ) いじめられた生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

イ 被害生徒からの聴き取りが不可能な場合（入院や死亡等）

(ア) 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。

(イ) 当該保護者と今後の調査について協議のうえ、速やかに調査に着手する。

ウ その他

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなるため、その方法については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂

版)」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

9 調査、記録

日時	平成 年 月 日 時 分	発見者または 通報者の氏名	
場所		状況	
	科・学年	氏名	性 保護者氏名
被害者	科 年		
	科 年		
加害者	科 年		
	科 年		
調書	被害生徒		加害生徒
分析			
今後の指導の留意点			
家庭との連携			